

令和5年第5回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第120号

令和5年11月30日（木） 山ノ内町役場議場に開く。

令和5年11月30日（木） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第35号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 発委第4号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第36号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第37号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第38号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 議案第39号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 10 議案第40号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第41号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）
- 12 議案第42号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第43号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第44号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）
- 15 議案第45号 令和5年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結について
- 16 議案第46号 志賀高原地域交流センター指定管理者の指定について
- 17 議案第47号 志賀高原総合会館98指定管理者の指定について
- 18 議案第48号 山ノ内町情報物産館・湯田中駅前温泉公園指定管理者の指定について
- 19 議案第49号 渋公園指定管理者の指定について
- 20 議案第50号 けやき児童公園指定管理者の指定について
- 21 議案第51号 金安コミュニティ消防センター指定管理者の指定について
- 22 議案第52号 渋温泉コミュニティ消防センター指定管理者の指定について
- 23 議案第53号 山ノ内町役場庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第54号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

- 25 議案第55号 山ノ内町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 26 議案第56号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第57号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（14名）

1番	小田孝志君	8番	徳竹栄子君
2番	畔上恵子君	9番	高田佳久君
3番	小林仁君	10番	渡辺正男君
4番	志鷹慎吾君	11番	山本光俊君
5番	塚田一男君	12番	小林克彦君
6番	湯本るり子君	13番	白鳥金次君
7番	山本岩雄君	14番	湯本晴彦君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	山本佳史	議事係長	湯本寿
--------	------	------	-----

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	副町長	久保田敦君
教育長	竹内延彦君	会計管理者	小林佳代子君
総務課長	古幡哲也君	税務課長	高木和彦君
健康福祉課長	小林一夫君	農林課長	宮崎弘之君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	望月弘樹君
教育次長	田中浩幸君	消防課長	湯本睦夫君
危機管理課長	常田和男君		

(午前10時00分)

議長(湯本晴彦君) おはようございます。

議員各位には、公私ご多忙のところ出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。
あらかじめ申し上げます。

先般、執行機関側より、議場内でのタブレット使用の要望があったことから、11月24日の議会運営委員会で協議の結果、試行という形で、まずは本会議の会期中のみ使用を認めたので報告いたします。

初めに、令和5年第5回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

早いもので、令和5年も残すところ1か月余りとなりました。また、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行して、半年が経過しました。

町内においても、観光客の姿を多く見受けるようになり、社会経済活動が活発化していると感じられるようになってきましたが、季節性インフルエンザが全国的に流行しており、町内においても猛威を振るっていることから、引き続き手洗いやマスクの着用、適切な距離の確保など感染症対策を行い、お互いの安全を考えながら生活していくことが重要ではないかと思っております。

さて、10月15日から22日にかけて、アメリカコロラド州のベイル町へ友好提携に向けて、平澤町長や観光関係者などと共に、代表団の一員として参加させていただきました。

ベイル町では、大変好意的な歓迎を受け、議会では新たな友好都市宣言を採択していただいたほか、周辺町施設の視察、環境対策に係る取組などを紹介いただきました。

詳細については、本日午後6時から文化センターで行われる、ベイル視察報告会をお聞きいただければと思います。また、今回視察で得たものを、今後の議会活動、町への政策提言に生かしていきたいと思っております。

町議会では、10月から11月にかけて、各常任委員会での管外視察を実施しました。視察の見聞を参考に、今後の議会活動や施策の推進に取り組まれるようお願いいたします。

さて、本定例会は人事院勧告に伴う条例改正や関連する補正予算、また組織条例などの一部改正、契約案件、その他の補正予算などでございます。

これらの諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、全ての案件に対し十分な審査・審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会運営に向け格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、審議にご協力をいただき、円滑な議会運営が図られますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

(開 会)

(午前10時03分)

議長(湯本晴彦君) ただいまの出席議員数は13人です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

すみません。失礼いたしました。ただいまの出席議員数は、14人でございます。訂正いたします。

これより令和5年第5回山ノ内町議会定例会を開会します。

議長（湯本晴彦君） 町長から招集の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） おはようございます。

本日ここに、令和5年第5回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますこと厚くお礼申し上げます。

残暑が厳しいと思っていたら突然寒くなり、今朝も山の上は真っ白でしたが、四季がなくなってしまったような気候に少し心配になっております。しかし、町内の赤々と育ったリンゴたちが順次出荷されていくのを見ますと、とてもうれしい気持ちになっております。

この夏は、渋温泉出身の児玉悠作選手が活躍し、世界陸上へ出場することができました。そして、先日の信濃毎日新聞にも掲載されておりましたが、現在、山ノ内中学校3年生の山崎千夏さんが、スイスで来年開催される国際的なコンクール、ローザンヌ国際バレエコンクールの本選に出場することが決まりました。

山ノ内町出身の若い世代の活躍が楽しみになっております。

町の経済としましては、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症がようやく終息の兆しが見え、町のあちこちで外国人観光客を見かけることが多くなってまいりました。

続く円安や、ウクライナ、イスラエル情勢など、不安定な世界情勢ではありますが、湯田中駅に外国人観光客の姿が戻ってくるのは、観光の町の当町としてはとてもありがたいことだと思っております。

私自身、タイヘトップセールスなどに行かせていただきましたが、スノーモンキーの知名度の高さに、改めて驚きました。

そして、今まで冬に、地獄谷野猿公苑に来ていた外国人観光客が、夏にも多く見られるようになったことは、知名度の高さの表れかと思えます。JNTO（日本政府観光局）も長野県も、訪日PRにスノーモンキーを使っていることから、今後も、さらに世界中から山ノ内町にスノーモンキーを見に来るお客様が増えることと思えます。

そんなキラコンテンツとも言えるスノーモンキーがある山ノ内町だからこそ、今のうちに観光地として整備をし、次の10年、20年、50年を見据えた観光立町山ノ内町の基礎となる形をつくっていきたいと思っております。

特に、湯田中駅と道の駅は、山ノ内町の観光の玄関口として非常に重要だと認識しております。まずは、その2拠点を順次しっかりと整備していくことで、観光客の皆さんの顧客満足度、いわゆるCSを向上させ、その上で、情報を伝える場所をつくることで、スノーモンキー以外

の観光資源、志賀高原や北志賀高原、9つの温泉郷などを、世界中から訪れた観光客の方に知っていただくことができると思っております。

まずは町として、一般財団法人山ノ内町総合開発公社を一般財団法人山ノ内まちづくり観光局へ移行させ、DMOを目指しつつ、山ノ内町全体の観光振興、観光と農業のつながり、山ノ内町のブランディング、農業の活性化、町経済の活性化など、まちづくりと観光全般、そして町経済の活性化を手がけていきたいと思っております。

スモールスタートではございますが、一昨日、湯田中駅前にインフォメーションセンターを立ち上げられたことをうれしく思いますとともに、ご協力いただきました皆様には、感謝申し上げます。

そして先日、記者発表会をさせていただきましたが、9月に宣言したゼロカーボンシティ宣言に関係し、このたび、町長車を100%EV自動車に換え、その上で、新潟スバル、スバル信州及び山ノ内町の3者で、脱炭素社会の実現及びSDGsの達成に向けた包括連携協定を結ぶこととなりました。

ユネスコエコパークと主力産業のスキー産業、そして果樹産地を抱える山ノ内町として、環境問題への取組は、これからさらに重要なウエートを占めてまいります。今後3者で様々な形で環境問題への取組を進めてまいります。

さて、本会議にご提案申し上げます案件は、人事院勧告に関する給与関係の補正予算5件、令和5年度一般会計及び2特別会計、1事業会計の補正予算4件、売買契約の締結について1件、指定管理者の指定7件、条例関係7件など、計24件となります。

十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

(開 議)

(午前10時09分)

議長（湯本晴彦君） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（湯本晴彦君） 初めに、諸般の報告を行います。

去る10月2日に、岳南広域消防組合議会定例会が開催され、一般会計補正予算及び令和4年度決算が原案のとおり可決、認定されました。また、副議長として私が選任同意されました。

10月18日には、北信保健衛生施設組合議会定例会が開催され、一般会計をはじめとする補正予算並びに令和4年度一般会計及び2特別会計の決算が原案のとおり可決、認定されました。また、副議長として私が選任同意されました。

次に、11月2日から8日の会期で、北信広域連合議会定例会が開催され、一般会計をはじめとする補正予算並びに令和4年度一般会計並びに2特別会計の決算がそれぞれ、原案どおり可決、認定されました。また、監査委員としてこちらも私が選任同意されました。

11月17日には、長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会において、県知事及び県議会議長に対しまして、構成市町村議長、地元選出県議と共に、要望、陳情活動を行ってまいりました。

また昨日ですが、都内で開催された第67回町村議会議長全国大会及び第48回豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席してまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（湯本晴彦君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定によって

10番 渡 辺 正 男 君

11番 山 本 光 俊 君

12番 小 林 克 彦 君

を指名します。

2 会期の決定について

令和5年第5回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期16日間)

月 日	曜	種 別	開 会 開 議	閉 議 閉 会	内 容
11. 30	木	本 会 議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 議案第34号～第40号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第41号～第57号 上程、提案説明 発委第4号 上程、提案説明、質疑、討論、採決
		全員協議会			本会議終了後
12. 1	金	休 会			
2	土	休 会			
3	日	休 会			

4	月	本 会 議	午前10時	午後 5 時	一般質問
5	火	本 会 議	午前10時	午後 5 時	一般質問
6	水	本 会 議	午前10時	午後 5 時	一般質問 議案審議 議案第41号～第52号 質疑、討論、採決 議案第53号～第57号 質疑、常任委員会付託
7	木	委 員 会	午前 9 時	午後 5 時	常任委員会（条例審査等）
8	金	委 員 会	午前 9 時	午後 5 時	常任委員会（条例審査等）
9	土	休 会			
10	日	休 会			
11	月	休 会			
12	火	議 会 運 営 委 員 会	午後 2 時	午後 5 時	議会最終日日程審議
13	水	休 会			
14	木	休 会			
15	金	本 会 議	午後 2 時	午後 5 時	常任委員会報告

議長（湯本晴彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程のとおり、本日11月30日から12月15日までの16日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日11月30日から12月15日までの16日間に決定いたしました。

3 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4 議案第35号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯本晴彦君） 日程第3 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4 議案第35号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上、2議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第35号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを併せてご説明させていただきます。

初めに、議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案は、令和5年人事院勧告に基づく改定です。

本年は、月例給とボーナスとともに引上げとなりますが、若年層を重点に月例給の引上げ改定が行われるとともに、期末手当と勤勉手当を合わせて0.1か月の引上げを行うものです。

続きまして、議案第35号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案につきましても、令和5年人事院勧告を参考に特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに基づき、期末手当を0.1月引き上げるものです。

以上、議案第34号及び議案第35号について一括してご説明いたしました。

なお、細部につきましては、総務課長に補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(古幡哲也君) [議案に基づく補足説明]

議長(湯本晴彦君) これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第34号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第34号を採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第35号を採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第35号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

5 発委第4号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

議長(湯本晴彦君) 日程第5 発委第4号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本議会運営委員会委員長、登壇。

(議会運営委員長 山本光俊君登壇)

議会運営委員長(山本光俊君) 11番 山本光俊。

それでは、発委第4号について、説明をさせていただきます。

発委第4号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

当町は、山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年11月30日提出

山ノ内町議会運営委員長 山本光俊

令和5年 月 日議決

山ノ内町議会議長 湯本晴彦

それでは、若干の補足をさせていただきます。

本案は、令和5年8月7日に行われた令和5年度人事院勧告を参考に特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、議会議員の期末手当に関し、条例の一部を改正するものです。

具体的には、期末手当を現行の3.3か月から3.4か月に0.1か月引き上げるものであり、12月で遡及分も含めて1.75か月の支給を行うこととなります。また、令和6年6月期以降の支給割合も併せて規定するものです。

説明は以上です。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) これより質疑、討論、採決を行います。

発委第4号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第4号を採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、発委第4号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

6 議案第36号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算(第4号)

7 議案第37号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第2号)

8 議案第38号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

9 議案第39号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

10 議案第40号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(湯本晴彦君) 日程第6 議案第36号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算(第4号)

から日程第10 議案第40号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第1号)までの5議案を一括上程し、議題とします。

以上、5議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第36号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算(第4号)についてから議案第40号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの5議案について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第36号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算(第4号)についてご説明します。

この補正予算につきましては、令和5年度の人事院勧告に基づく給与改定の補正です。

第1表歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ1,652万8,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,031万6,000円とするものです。

歳入について申し上げます。

歳入の基金繰入金では、一般財源として財政調整基金の繰入額を増額するものです。

続きまして、歳出について申し上げます。

議会費から教育費まで人事院勧告による職員給与の増額です。

なお、一般職と併せ特別職の手当を増額計上しております。また、これに加え教育費では、時間外勤務手当をそれぞれ計上しております。

次に、議案第37号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ83万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,976万3,000円とするものです。

歳入歳出ともに人事院勧告に伴う職員の人件費等の増額であり、歳入は前年度繰越金を、歳出は給与及び職員手当等を増額するものです。

続いて、議案第38号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきまして、支出額を302万9,000円減額し、総額4億9,769万8,000円とするものです。

内容につきましては、人事院勧告及び職員の異動に伴う人件費の補正です。

次に、議案第39号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきまして、支出額を39万4,000円増額し、総額1億7,730万8,000円とするものです。

内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正です。

続いて、議案第40号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

収益的収入及び支出については、支出額を326万9,000円減額し、総額3億3,101万1,000円とするものです。

資本的収入及び支出につきましては、支出額を33万9,000円増額し、総額4億1,751万2,000円とするものです。

内容につきましては、人事院勧告及び職員の異動に伴う人件費の補正です。

以上、議案第36号から議案第40号までの5議案について、一括してご説明申し上げます。

なお、議案第36号について、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

議案第36号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（湯本晴彦君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第36号について質疑を行います。

10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

この人事院勧告の前に先立って、会計年度任用職員に係る総務省通知というのが5月20日付で出されています。

この中で、会計年度任用職員の給与について、どんなふうに通ず、要請されているかをお聞きしたいのと、この後の介護保険特別会計の中にも、会計年度任用職員含まれておりますけれども、まとめてこの一般会計のところでご質問させていただきたいと思ひます。

それで、この通知内容についてお聞きしたいのと、これについて検討したかどうか、そして、その要請に答えた場合に、どの程度の影響額が出るかということ、それも踏まえて検討したかどうか、その辺についてお願いします。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答へします。

今、渡辺議員のご質問ですけれども、通知につきましては承知してござりまして、内容については、非常勤職員、町で言ひますと会計年度任用職員に当たります。一般職の対応に準じて、給料の引上げと手当の改善を行うようにといたった内容だったかと思ひます。

また、手当につきましては、今までは期末手当のみなんですけれども、そこに勤勉手当も来年度以降、常勤職員に準じて対応するようにといたった内容だったかと思ひます。

その対応について、毎年、北信管内の町村の総務課長会議というのを年1回行っておりまして、つい先日、本年は栄村当番で、栄村を会場として実施しているんですが、その際にも、課長同士そういった職員の処遇の内容について議論になりまして、それぞれどういふ対応するかということも協議させていただいたんです。町村レベルでは、勤勉手当をできれば対応していきたいという話がありました。

ただ一方で、聞き及んでいる情報によりますと、市レベルでは、まだ引き続き検討の余地があるという中で、77市町村あるうち、一律同じような対応ではないということも認識してござりますが、できるだけ近隣の市町村と同じような対応をしていければと思っておりますので、引き続き検討を継続していきたいと思っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

今の渡辺議員に関連しますけれども、説明の15ページ、16ページの詳細表、これでいくと、会計年度任用職員の人数が最終的には97名、イのところね、会計年度任用職員。それで下で、今度、報酬、給料それから手当というところで見ますと、これもイのところ、8万1,000円、それから1万6,000円となっています。これは表の見方とすると、人事異動で金額の差異がそのままの計算では出ないのかもしれませんが、実質的なそのパーセントを金額でいうと、8万1,000円を97で割ったのが、1人当たりの平均のアップ額と見てよろしいですか。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

基本的な制度としまして、会計年度任用職員の報酬につきましては、その年度の初めの一般職常勤職員の単価を用いることになっておりますので、年度の途中での引上げは行っておりません。

今回の増額分につきましては、当初見込んでいた職員の単価を見直す必要があったことから、増額したことが影響している内容となっております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番 渡辺正男君。

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

議長（湯本晴彦君） 登壇。

（10番 渡辺正男君登壇）

10番（渡辺正男君） 議案第56号 令和5年度一般会計補正予算（第4号）に対し、賛成の立場から討論いたします。

11月16日付の毎日新聞に「非正規公務員の賃上げ、遡及改定は自治体の3割、自治労連調査」という記事が載りました。

それによると「公務員の賃金水準を毎年夏から秋にかけて提言する人事院や人事委員会の勧告を巡り、勧告に基づく正規職員の給与改定は4月にさかのぼって実施されるのに対し、非正規公務員（会計年度任用職員）は3割程度の自治体しか遡及した改定をしていないことが労働組合の調査で判明した。政府は非正規公務員についても遡及改定するよう求めているが、対応しない自治体は組合に「事務が煩雑になる」などと回答しており、当事者からの憤りの声が上がっている」と指摘しています。

さらに、「総務省がわざわざこのような通知を出したのは、非正規公務員にいつから人事院や人事委の勧告を適用するか。」について法律に定めがなく、自治体ごとに対応が分かれていたからだ。同省の担当者は通知の目的について「非正規職員は1年任用が基本で、遡及改定がなければ勧告の効果を受けられない」と語ったと記事では説明しています。

総務省は11月9日の参議院の総務委員会の質疑で、「非正規公務員の給与改定にかかる費用を地方交付税の増額補正で対応する。」と答弁しています。「予算上の裏付けを与えてまで遡

及改定を求めている」というのが現状です。

記事ではさらに「非正規公務員の時給は事務職などでは最低賃金に近い。北関東の市役所で10年以上、非正規公務員として働いてきた女性は『事務が煩雑だから遡及しないのはあり得ない。私たちはそれこそ煩雑な仕事を続けてきた。非正規公務員の75%は女性で、女性差別でもある』と憤る。別の女性は『物価が高騰する中、低賃金で苦しい生活にも耐えてきた。非正規だけ遡及しないのは悲しくなる』と嘆いた。」と会計年度任用職員の切実な声も紹介しています。

本来、公務の運営については、「任期の定めのない常勤職員を中心とする」という原則を前提とすべき、これは、総務省自らが、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルの中で指摘しています。しかし実態は、正規職員が担うべき業務を会計年度任用職員に代替させているというのが実態であります。

かつて、官製ワーキングプアとやゆされた非正規公務員の劣悪な収入に対し、同一労働は同一賃金という建前として、会計年度任用職員制度が2020年4月からスタートしましたが、1980年代に正規職員数が全国で320万人いましたが、2020年度は270万人と50万人減っています。

しかし、会計年度任用職員は62万人で、正規職員が減った分を代替でやらされているというのが実態となっています。

当町の正規職員数は168人に対して、会計年度任用職員数は214人、私の9月議会での一般質問では、会計年度任用職員のうち約9割は女性との答弁がありました。

今回の人勸に対応した本補正予算は、先ほど紹介した毎日新聞のように、御多分に漏れず会計年度任用職員の改定が含まれていません。この点は、大変残念に思います。官製ワーキングプアや女性への間接的差別を生むとのそしりは免れません。

総務省からの通知にある要請に応じて、会計年度任用職員にも遡及適用をすべきと考えます。

本補正予算の特別職、正規職員の人勸に対応した給与の改定については、反対理由がありませんので賛成しますが、町当局におかれては、今後、この人勸の効果がしっかりと会計年度任用職員の皆さんにも及ぶように、しかるべき配慮を強く求めておきたいと思えます。

以上申し上げて、私の賛成討論とさせていただきます。

すみません。冒頭で申し上げました議案は36号です。申し訳ありませんでした。

議長（湯本晴彦君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論を終わります。

議案第36号を採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第36号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり

り可決されました。

議案第37号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第37号を採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第37号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

議案第38号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第38号を採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第38号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

議案第39号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第39号を採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第39号 令和5年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第40号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第40号を採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第40号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

1 1 議案第41号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）

1 2 議案第42号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

1 3 議案第43号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

1 4 議案第44号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（湯本晴彦君） 日程第11 議案第41号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）

から日程第14 議案第44号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）までの4議案を一括上程し、議題とします。

以上、4議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第41号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第44号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの4議案について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第41号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算及び地方債の補正です。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ1億4,382万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ78億413万6,000円とするものです。

地方債の補正では、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の追加、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の増額などにより、起債の限度額を変更するものです。

補正予算の歳入から申し上げます。

10款地方特例交付金では、金額の確定による増額補正です。

15款国庫支出金の国庫補助金では、総務費国庫補助金としてフィーダー系統補助金、車両減価却費補助金は、諸収入として見込んでいたものを振り替えております。民生費補助金では、価格高騰緊急対策補助金の増額などを計上し、教育費補助金では、学校保健特別対策事業費補助金として感染症対策支援を計上しております。

次に、16款県支出金の県補助金では、総務費補助金として自転車ヘルメット購入補助金などを計上し、19款繰入金では、財政調整基金繰入金の減額、観光施設整備等基金繰入金は、町債への振替による減額です。

20款繰越金では、前年度繰越金を計上し、21款諸収入では、総務費雑入の国庫補助金への振替による減額、民生費雑入では、虐待高齢者措置に伴う増額、商工費雑入では、志賀高原ロマン美術館前の仮設トイレの設置に対する協力金です。

22款町債では、総務債では、役場分室解体事業完了に伴う増額、商工債では、楓の湯、楓の館改修事業の財源振替による増額、土木債では、道路改良事業での増嵩分、緊急自然災害防止対策事業の増額などです。教育費は、文化センター大規模改修工事の設計業務と旧北部公民館解体事業に対する増減によるものです。

次に、歳出について申し上げます。

2款総務費では、組織見直しに関する経費のほか移住定住に関する補助金等を増額しております。危機管理費では、交通安全推進費として自転車ヘルメット購入に対する補助金を計上しております。

3款民生費では、社会福祉費として障害福祉サービス費等返納金のほか、次年度からの子ども医療費窓口負担ゼロに関する準備経費の計上、生活困窮世帯を対象とした価格高騰特別対策支援事業の追加分の計上などです。

4款衛生費では、前年度事業の精算による国庫金返還費用などを計上したものです。

5款農林水産業費では、ブランド農業生産振興対策事業などを計上したものです。

6款商工費では、遭難救助隊の無線機更新に係る補助金、インバウンド推進費として観光大使プロモーション撮影に関する報償費などを計上したものです。

7款土木費では、土木管理で景観維持事業を増額したほか、道路橋梁費では、道路修繕工事、道路改良舗装工事の増嵩分など計上したものです。河川費では、急傾斜対策に関する負担金、住宅費では略式代執行における増額をそれぞれ計上しております。

9款教育費では、教育総務費として町ロゴマークを学校の子供たちに図案化してもらうために、指導いただく講師の委託料、小学校費では、学校保健特別対策事業補助金を活用しての修繕料をそれぞれ計上したものです。また、社会教育費では、文化センターの大規模工事の設計に関する財源の振替のほか、旧北部公民館解体工事の増嵩分をそれぞれ計上したものです。

12款諸支出金では、水道事業会計補助金の公債費償還額の利率変更に伴う増額補正です。

次に、議案第42号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ847万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,587万3,000円とするものです。

歳入の内容は、一般会計繰入金、前年度繰越金を増額し、諸収入へ国民健康保険団体連合会から返還される保険給付費等返還金を計上するものです。

歳出の内容は、人事異動による人件費を増額し、税制改正に伴うシステム改修費、保険給付費等交付金の返還額を計上するものです。

続いて、議案第43号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ12万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,964万3,000円とするものです。

歳入は、前年度繰越金を増額し、虐待高齢者施設利用を減額するものです。

歳出は、保険給付費の各種サービス等給付費を増減し、虐待高齢者施設利用の減額及び地域支援事業費補助金等の返還金を増額するものです。

次に、議案第44号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきまして、収入額を23万円増額し、総額4億285万2,000円に、支出額を116万1,000円増額し、総額3億3,217万2,000円とするものです。

内容につきましては、収益的収入及び支出については、企業債利息の当初予算作成時よりも、予定利率よりも借入時の利率が上回ったことによる企業債利息の補正及びそれに伴う企業債償還利子の一般会計からの補助金に関わる補正と温泉管布設地区における漏水調査業務に係る補正です。

以上、議案第41号から議案第44号までの4議案について、一括してご説明申し上げます。

なお、議案第41号について、総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

議案第41号について、総務課長。

総務課長（古幡哲也君） 〔議案に基づく補足説明〕

15 議案第45号 令和5年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結について

議長（湯本晴彦君） 続いて、日程第15 議案第45号 令和5年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第45号 令和5年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、湯ノ原町営住宅のリフォーム工事に伴い、本年度の改善箇所を買い取る売買契約を行うため議会の議決をお願いするものです。

細部につきましては、建設水道課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) 補足の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(望月弘樹君) [議案に基づく補足説明]

- 16 議案第46号 志賀高原地域交流センター指定管理者の指定について
- 17 議案第47号 志賀高原総合会館98指定管理者の指定について
- 18 議案第48号 山ノ内町情報物産館・湯田中駅前温泉公園指定管理者の指定について
- 19 議案第49号 渋公園指定管理者の指定について
- 20 議案第50号 けやき児童公園指定管理者の指定について
- 21 議案第51号 金安コミュニティ消防センター指定管理者の指定について
- 22 議案第52号 渋温泉コミュニティ消防センター指定管理者の指定について

議長(湯本晴彦君) 日程第16 議案第46号 志賀高原地域交流センター指定管理者の指定についてから日程第22 議案第52号 渋温泉コミュニティ消防センター指定管理者の指定についてまでの7議案を一括上程し、議題とします。

以上、7議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第46号 志賀高原地域交流センター指定管理者の指定についてから議案第52号 渋温泉コミュニティ消防センター指定管理者の指定についてまでの7議案について、一括してご提案申し上げます。

7議案全てにつきまして、現在の指定管理者の業務内容について担当課ごと評価を行ったところ、指定管理期間において着実に良好な実績であったことから、今後の業務についても現在の管理者が適切であると判断しました。

そこで各施設については、非公募による指定管理者施設として地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決をお願いするものです。

なお、指定管理期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。初めに、議案第46号 志賀高原地域交流センター指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、施設の目的に沿って適切な管理がされており、地域材のPRや林業振興に期待ができることから、北信州森林組合を指定管理者に指定するものです。

次に、議案第47号 志賀高原総合会館98指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、施設及び設備の老朽化が進む中でも、適正な管理に努めており、セミナーやイベントの誘致や開催が計画され、一層の文化観光振興に期待ができることから、一般財団法人和合会を指定管理者に指定するものです。

続いて、議案第48号 山ノ内町情報物産館・湯田中駅前温泉公園指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、観光客への情報発信や魅力あるイベントの開催など、積極的な取組が行われ、自助努力により収益を上げながら適正な管理が行われており、地元雇用も高く、引き続き町の産業振興を踏まえた適切な管理運営に期待できることから、これまでの一般財団法人山ノ内町総合開発公社から11月に名称変更した、一般財団法人山ノ内まちづくり観光局を指定管理者に指定するものです。

次に、議案第49号 渋公園指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、地域の公園として、設置目的に沿った適切な管理運営が図られたことから、渋湯組を指定管理者に指定するものです。

続いて、議案第50号 けやき児童公園指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、施設の目的に沿った管理が図られることから、夜間瀬本郷区を指定管理者に指定するものです。

次に、議案第51号 金安コミュニティ消防センター指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、目的が特定の地域施設として限定されており、適切な運営管理がされていることから、金安三組を指定管理者に指定するものです。

続いて、議案第52号 渋温泉コミュニティ消防センター指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、目的が特定の地域施設として限定されており、適切な管理運営がされていることから、渋湯組を指定管理者に指定するものです。

以上、議案第46号から議案第52号までの7議案について、一括ご説明申し上げます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

-
- 23 議案第53号 山ノ内町役場庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 24 議案第54号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
 - 25 議案第55号 山ノ内町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
 - 26 議案第56号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 27 議案第57号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯本晴彦君） 日程第23 議案第53号 山ノ内町役場庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第27 議案第57号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての5議案を一括上程し、議題とします。

以上、5議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第53号 山ノ内町役場庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第57号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての5議案について一括してご説明いたします。

初めに、議案第53号 山ノ内町役場庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、役場庁舎の使用料について、庁舎1階にありました食堂が廃止されており、今後は厨房としての使用用途もなくなり、また2階観光商工課の隣にありました、町観光連盟の移転に伴い、有償での団体事務所の使用がなくなったことに合わせ、ロビーの使用についても現行の使用実態に改める必要があるため、一部改正を行うものです。

次に、議案第54号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、令和6年度からの組織機構の見直しにつきましては、第6次山ノ内町総合計画に掲げる「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土」の推進のため、社会経済情勢の変化に敏感に対応し、多様化する住民ニーズに対応した行政サービスの提供を行うとともに、観光と農業を柱とした産業の活性化を目指し、住む人、働く人、訪れる人それぞれに結びつき、交わることにより町の魅力を高めていくため、効率的で効果的な行財政運営に取り組む必要があり、第7次行政改革大綱を基本とし、より機能的な組織機構等の構築のため一部改正を行うものです。

続いて、議案第55号 山ノ内町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により、職員を公益的法人等の業務に従事させるに当たっての職員派遣の適正化、手続等の明確化及び職員の身分取扱い等の明確化や統一的ルール設定とともに、地域における人材の有効活用を通じた行政と民間の適切な連携協力による地方公共団体の施策の推進を図ることとされ、法により定めるところとされている事項について定める条例を制定するものです。

本条例の制定については、令和6年度から山ノ内まちづくり観光局へ職員を派遣させるに当たり整備するもので、規定において詳細を定めることとします。

次に、議案第56号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご提

案申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴っての改正によるものです。

改正の内容は、子ども・子育て支援の拡充として、国民健康保険税の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額について減額措置を講ずるものです。

続いて、議案第57号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法第3条第10項の規定が削除され、同条第11項が第10項に改正されたことに伴う改正等です。

県内で影響があるのは、中核市の長野市、松本市のみですが、基準府令が改正されるため町条例もこれに伴い改正するものです。

以上、議案第53号から議案第57号までの5議案について、一括してご説明申し上げます。

なお、議案第56号について、税務課長から補足の説明をさせます。

以上、ご審議の上、ご承認をお願いします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

議案第56号について、税務課長。

税務課長（高木和彦君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（湯本晴彦君） 以上をもって、本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

(散 会)

(午前11時27分)